

入院時食事療養に関する事項

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）の届け出を行っており、医療の一環として厚生労働大臣が定める基準に適合した食事を、病状に応じて適切に提供しています。また、温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成に努めています。健康保険法の定める食事の負担額については下記の通りです。

4階、5階、6階（64歳以下）、7階ご入院の方の食事負担額				
70歳未満	70歳以上		標準負担額 （1食につき）	選択メニュー （1食につき）
一般 （ア）（イ） （ウ）（エ）	現役並み所得者 一般		510円	53円 （48円+税5円） ※ご希望者のみ
（オ）	非課税世帯	低所得者Ⅱ	240円（90日以内） 190円（91日以降）	
		低所得者Ⅰ	110円	
指定難病患者			300円	

療養病棟（6階）ご入院の方の生活療養費負担額			
65～69歳	70歳以上	1食（食費）	1日（光熱水費）
上位所得者（ア） 一般（イ～エ）	現役並み所得者・一般 （重篤な病状・集中治療を要しない）	510円	370円
	現役並み所得者・一般 （重篤な病状・集中治療を要する）	510円	370円
	指定難病患者 （低所得者Ⅰ・Ⅱを除く）	300円	0円
低所得者 （オ）	低所得者Ⅱ （重篤な病状・集中治療を要しない）	240円	370円
	低所得者Ⅱ （重篤な病状・集中治療を要する）	240円（90日以内） 190円（91日以降）※	370円
	指定難病患者 （低所得者Ⅱ）	240円（90日以内） 190円（91日以降）※	0円
	低所得者Ⅰ （重篤な病状・集中治療を要しない）	140円	370円
	低所得者Ⅰ （重篤な病状・集中治療を要する）	110円	370円
	指定難病患者 （低所得者Ⅰ）	110円	0円

※生活療養費負担額は療養病床に入院される方が対象です。1食当たりの食費＋1日当たりの水道光熱費(居住費)が患者負担となります。

※低所得Ⅱの該当者・・・91日以降になったら、保険者で再度手続きが必要です。